4　特別特定無線設備の修理の事業を行う者の登録関係

特別特定無線設備（適合表示無線設備に限る。）の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他の所要の規定を設けることとした。（第三八条の三九～第三八条の四八等関係）

5　無線局に関する情報の公表範囲の拡大関係

無線局に関して公表する情報として、包括免許に係る特定無線局又は包括登録に係る無線局を開設したときに届け出られた事項の一部を追加することとした。（第二五条第一項等関係）

6　登録検査等事業における検査を行う者の資格要件等の見直し関係

登録検査等事業者等において、無線設備等の検査を行う者に求められる資格について見直しを行うこととした。（別表第四関係）

7　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（法律第二七号）（厚生労働省）

1　短時間労働者の待遇の原則

事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないこととした。（第八条関係）

2　差別的取扱いの禁止の対象短時間労働者の範囲の拡大等

㈠　差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものとの要件を削除することとした。（第九条関係）

㈡　職務の内容が当該事業所における通常の労働者と同一の短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。）であって、当該事業主に雇用される期間のうちの少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものについての賃金の決定方法に係る努力義務の規定を削除することとした。（第一〇条関係）

3　雇用管理の改善等に関する措置の内容の説明義務の新設

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、差別的取扱いの禁止等の規定により措置を講ずべきこととされている事項（労働基準法第一五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び当該省令で定める事項以外のものであって厚生労働省令で定める事項を除く。）に関し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならないこととした。（第一四条第一項関係）

4　相談のための体制の整備

事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととした。（第一六条関係）

5　公表

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の規定に違反している事業主に対し、厚生労働大臣がその違反に対し勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第一八条第二項関係）

6　虚偽報告等に対する過料

報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第三〇条関係）

7　短時間労働援助センターの廃止等

㈠　短時間労働援助センターの廃止

短時間労働者の雇用管理の改善等の援助等を行う指定法人に係る規定を削除することとした。（旧第五章関係）

㈡　事業主等に対する援助

国は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇用する事業主等に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができることとした。（第一九条関係）

8　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（法律第二八号）（厚生労働省）

一　次世代育成支援対策推進法の一部改正関係

1　特例認定制度の創設

㈠　厚生労働大臣は、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を策定したこと等の厚生労働大臣の認定を受けた事業主（以下「認定一般事業主」という。）からの申請に基づき、当該認定一般事業主について、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定（以下「特例認定」という。）を行うことができることとした。（第一五条の二関係）

㈡　特例認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、一般事業主行動計画の策定及びその旨の届出に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならないこととした。（第一五条の三関係）

㈢　特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができることとし、何人もこの場合を除くほか、広告等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととした。（第一五条の四関係）

㈣　特例認定一般事業主が、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、㈡の公表をせず又は虚偽の公表をしたとき等に該当するときは、厚生労働大臣は、特例認定を取り消すことができることとした。（第一五条の五関係）

2　期限の延長

法律の有効期限を一〇年間延長し、平成三七年三月三一日までとすることとした。（附則第二条第一項関係）

二　母子及び寡婦福祉法の一部改正関係

1　題名

題名を母子及び父子並びに寡婦福祉法とすることとした。（題名関係）

2　総則等

㈠　関係機関の責務の創設

母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭（以下「母子家庭等」という。）並びに寡婦の支援を行う関係機関は、その者の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならないこととした。（第三条の二関係）

㈡　父子家庭を新たに支援対象とすることに伴う名称変更等

⑴　母子福祉団体を母子・父子福祉団体とするとともに、配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人その他営利を目的としない法人として厚生労働省令で定めるものであって、その理事その他の役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいうこととした。（第六条第六項関係）